

監査報告に関連する最近の動向
 — KAM の有効かつ円滑な導入に向けて —

2019年7月31日

ひびき監査法人

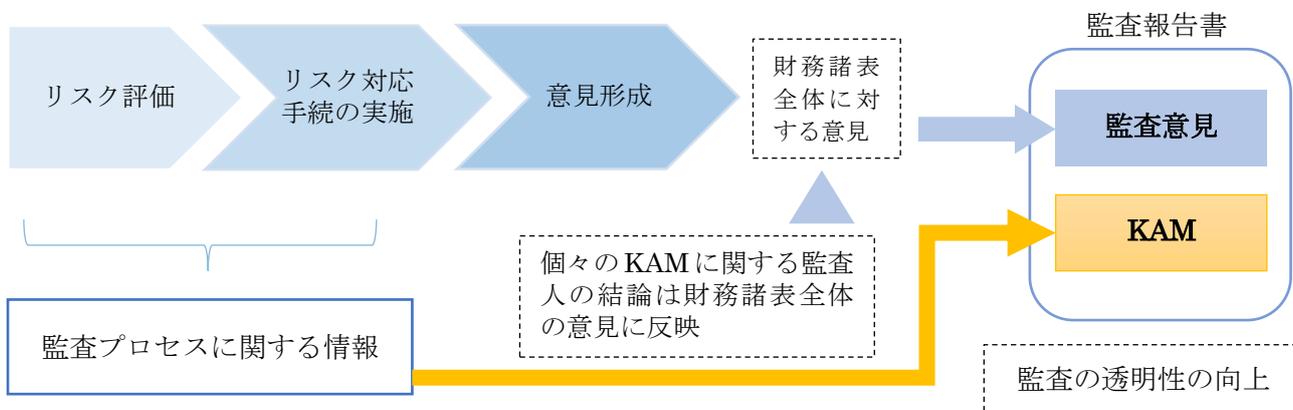
1. はじめに

令和元年、監査報告に関する約70年ぶりの大改革、「監査上の主要な検討事項」（以下「KAM」（Key Audit Matters）という。）は、東証一部上場会社の2020年3月決算に係る財務諸表の監査から早期適用がスタートした。広範な利用者が存在する金融商品取引法（以下「金商法」という）に基づいて開示を行っているすべての上場会社及び一定規模以上の金商法適用会社は、2021年3月決算に係る財務諸表の監査から強制適用がスタートする。

監査人は、監査プロセスに関する情報提供が求められることとなり、KAMは、それ自体は監査人が、リスク・アプローチの監査において職業的専門家としての判断に基づき決定するものであるが、監査人だけでなく、経営者や監査役等の企業の財務報告プロセスに係る関係者も含めて、監査基準の趣旨を十分に理解し、実施された監査の内容に関する情報が財務諸表利用者に適切に伝わるようコミュニケーションを重ねていくことが何よりも重要である。

監査人は、今般の監査報告書の変革を単なる監査報告書の記載内容の変更として捉えるのではなく、監査の最終受益者にとって監査の価値を高める中長期にわたる取組みとして対応していく必要がある。

日本公認会計士協会（以下「JICPA」という）は、監査基準委員会報告書（以下「監基報」という）701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」等の公開草案に対する財務諸表作成者、利用者等からのコメントを受けて、2019年6月14日、この新しい監査報告書の実務の定着を支援するために、より具体的な解説を提供する「監査報告書に係るQ&A（公開草案）」を公表しているので、その内容についてご紹介する。



2. 企業会計審議会監査部会（以下「監査部会」という）における審査状況

(1) 監査報告書の透明化の意義・目的及び留意点

- ① 我が国における透明化に関する議論は、大手電機会社による巨額会計不正事件が露見し、会計監査に対する社会の信頼が失墜したことで始まった。会計監査に対する社会の信頼を取り戻すべく、「会計監査の在り方に関する懇談会」が組織され、2016年3月に提言を公表、「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンスコード）」の策定（2017年3月）や監査法人のローテーション制度に関する調査等、会計監査の信頼性の向上に向けた取組みを進めてきた。この提言においては、これらの取組みに加え、会計監査に関する情報提供を充実させる必要性について指摘されており、特に、諸外国で進められている「監査報告書の透明化」について、我が国でも「株主などへの情報提供充実のため検討すべき」とされたことがひとつの契機となった。
- ② 監査報告書へのKAMの導入については、2016年3月に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」提言において、株主等に対する会計監査の内容等に関する情報提供を充実させる観点から検討を進めるべきとされたことを踏まえ、2016年9月から、5回に渡る、金融庁、日本経済団体連合会、日本監査役協会、日本証券アナリスト協会、JICPAの意見交換に取り上げられ、「『監査報告書の透明化』について」が公表されている。
- ③ 2017年9月8日の金融庁・企業会計審議会総会で、会計監査への信頼性向上のため、監査部会で監査の透明性について検討することとされた。これを受けて、2017年10月17日に第38回監査部会が開催され、「監査報告書の透明化」に関する審議が始まった。そこでは、透明化の意義等について各委員が意見を述べ、「投資家の判断材料が増えるので賛成」、「諸外国の制度をそのまま導入することは反対」等の発言があった。

(2) JICPAからのKAM試行のとりまとめ報告

- ① 金融庁・企業会計審議会は、2017年11月17日、第39回監査部会において、JICPAが実施したKAM試行のとりまとめ報告を行った（メールマガジンNO.19 P.4参照）。
ここでの、「監査報告書の透明化」に関する主な論点は、米国会計基準またはIFRSに基づき財務諸表を作成している会社の大半において、監査対象の財務諸表に記載されている情報に基づいてKAMが記載できたが、日本基準の約半数においては、会社の未公表の情報を記載せざるを得なかった点であった。米国会計基準やIFRSを採用している会社に比べて我が国の会計基準の適用会社に差が明確にあらわれる結果が報告されていた。

(3) 公開草案の原案の検討

- ① 金融庁・企業会計審議会は2018年4月24日、第42回監査部会を開催し、2017年10月以降5回に渡って、「会計監査の在り方に関する懇談会」提言に盛り込まれた会計監査の信頼性の確保に向けた目的の一つである「会計監査に関する情報の株主等への提供の充実」のための施策「監査報告書の透明化」（監査に際し着目した重要な虚偽表示リスクの説明）について検討し、公開草案の原案となる監査基準の主な改訂点とその考え方（下記）を提示した。

(1) KAM

- ① 監査報告書における位置付け
- ② KAM の決定
- ③ KAM の記載
- ④ 監査意見が無限定適正意見以外の場合の取扱い
- ⑤ KAM と企業による開示との関係

(2) 報告基準に関わるその他の改訂事項について

① 監査報告書の記載区分

- ・監査人の意見を監査報告書の冒頭に記載するなど記載順序を変更、新たな意見の根拠区分を設ける。
- ・経営者の責任を「経営者及び監査役等の責任」に変更、監査役等の財務報告に関する責任を記載する。

② 継続企業の前提（Going Concern）に関する事項

(3) 実施時期

- ② 2018年7月5日、企業会計審議会総会を開催し、2018年5月8日に公表した「監査基準の改訂について（公開草案）」（メールマガジン NO.16 P9 参照）に寄せられた意見を参考にして一部修正し、「監査基準の改訂に関する意見書」として取りまとめ、翌7月6日に公表した。国際的な監査基準で導入された「監査上の主要な検討事項（KAM）」記載への対応が主な内容である。なお、意見書では「改訂監査基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、JICPA において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される」とされていた。

3. 改訂監査基準に関連して新設又は改訂された監査基準委員会報告

JICPA（監査基準委員会）は、2018年7月に企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」に対応するため、2019年2月27日、監基報701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」の新設及び改正を公表した。

検討に当たっては、2018年10月19日から11月30日までの期間に渡り、監基報701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」等の公開草案を公表し、広く意見を求めていたものである。

新設

- ◆監基報701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」

改正

- ◆監基報700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ◆監基報705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ◆監基報706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ◆監基報260「監査役等とのコミュニケーション」
- ◆監基報570「継続企業」

その他の適合修正

- ◆監基報 210 「監査業務の契約条件の合意」
- ◆監基報 220 「監査業務における品質管理」
- ◆監基報 230 「監査調書」
- ◆監基報 510 「初年度監査の期首残高」
- ◆監基報 710 「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」
- ◆品基報第 1 号「監査事務所における品質管理」

監基報 701 は、監査上の主要な検討事項について、監査人の判断及びその報告の様式と内容等を定めている。公開草案に寄せられた意見を受け、投資家向け説明資料等の企業が開示した情報は、未公表情報には含まれないことを明確化した。

4. 監基報 701 の公開草案に対するコメントへの対応

「監査基準の改訂に関する意見書」に対応する監基報 701 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」等の公開草案に対するコメントの概要及び対応する「監査報告に係る Q&A (公開草案)」は以下のとおりである。

◆コメント表 — 監基報 701 主なコメントの概要と Q&A (公開草案) である。

NO.	コメントの概要	関連する Q&A (公開草案)
14、61	KAM の決定と経営者及び監査役等とのコミュニケーション	2-2、2-18
22、23、44、45 46、47、48	KAM から財務諸表外への参照の要否 KAM を理由とする財務諸表への注記の要否 未公表情報の範囲及び KAM との関係	2-14、2-15、2-16
30	比較情報が財務諸表に含まれている場合の KAM の考え方 IFRS により財務諸表が作成され、新規上場を行う場合の例外的な取扱い	2-5
31	KAM の比較可能性	2-7、2-10
35	特別な検討を必要とするリスクと KAM の関係	2-3
52、53、54	追加開示する情報の例	2-14
59、60	KAM の情報として目的適合性の意味	2-9
66、67	KAM を記述する上で必要な範囲と未公表情報の考え方	2-15、2-16
72、73	「上場会社の監査において KAM は 1 つは存在している」の読み方	2-6

コメント対応表：https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190227aei.html

5. 改正後の監査報告書の文例とその主な改正点

監査基準の改訂を受けて、JICPA から改正後の監査報告書の文例が公表されている。ここで取り上げた監査報告書の文例は、監基報 700 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の付録「財務諸表に対する監査報告書の文例」の文例 2 を引用している。

連結財務諸表監査の監査報告書の文例と今回の改正箇所について、改正ポイントとして示しているのご参照頂きたい。

<p style="text-align: center;">改正後の「連結財務諸表に対する監査報告書」の文例</p> <p style="text-align: center;">下線は変更点(修正と追加の双方を含む)を示す</p>	<p style="text-align: center;">改正のポイント</p>
<p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] <u>[事業所名]</u> [監査人の署名]</p> <p><財務諸表監査> (注1)</p> <p>監査意見</p> <p>当監査法人は、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、<u>連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び重要な会計方針を含む連結財務諸表の注記</u>について監査を行った。</p> <p>当監査法人は、上記の連結財務諸表が、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>監査意見の根拠</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。<u>監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規程に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。</u>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査上の主要な検討事項</p> <p><u>監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。</u></p> <p><u>[監査基準委員会報告書 701 に従った監査上の主要な検討事項の記載]</u></p>	<p>◆前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正表示の枠組みに準拠する、一般目的の連結財務諸表監査 ・無限定適正意見 ・継続企業の前提に疑義なし <p>◆監査意見を冒頭に記載する</p> <p>◆監査意見の根拠の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準拠した監査基準 ・監査人の責任 ・職業倫理と独立性 ・十分な証拠 <p>◆KAM の記載は、監査意見の根拠の次に書かれる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討事項の内容 ・KAM の判断理由 ・監査上の対応

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、[適用される財務報告の枠組み (注 2)] に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、[適用される財務報告の枠組み (注 2)] に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する (注 3)。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結

◆経営者の責任に
継続企業の前提
に関する評価及
び開示

◆監査委員会の責
任として財務報
告プロセスを監
視する責任

◆監査人の責任の
記載内容

・重要性の概念の
説明

・職業的懐疑心

・不正又は誤謬に
よる重要な虚偽
表示リスクの識
別並びに評価し
たリスクに対応
した監査手続を
立案・実施

・会計上の見積り
の合理性及び注
記事項の妥当性
を評価

・継続企業の前提
の評価

<p>論は監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。</p> <p>・連結財務諸表の表示及び注記事項が「適用される財務報告の枠組み（注 2）」に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。</p> <p>・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。</p> <p>監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規程を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。</p> <p>監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。</p> <p><法令等に基づくその他の報告> <u>（省略）</u></p> <p>利害関係</p> <p>会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の表示及び注記事項の評価 ・グループ監査が適用される場合の監査人の責任 ◆監査委員会への報告 ・発見事項等の報告 ・独立性の報告 ◆KAM に関連する監査人の責任 ◆KAM の記載ルール
---	--

(注 1) 「<法令等に基づくその他の報告>」がない場合は、「<財務諸表監査>」は不要である。

(注 2) 適用される財務報告の枠組みの名称を具体的に記載する。

(注 3) 監査人が、財務諸表監査に併せて内部統制の有効性に対して意見を表明している場合においても、財務諸表監査の目的は変わらないため、当該記載の変更は必要ない。

6. 監査基準委員会研究報告「監査報告書に係る Q&A（公開草案）」について

今般の監査基準の改訂、これに関連する監査基準委員会報告書等の新設及び改正（2019年2月）は、従来の監査報告書に大きな変革をもたらすものと考えられることから、JICPA（監査基準委員会）では、この新しい監査報告書の実務の定着を支援するために、「監査報告書の全般」及び「監査上の主要な検討事項関係」について、Q&A方式でその背景や意図の具体的な解説を

提供し、2019年6月14日に監査基準委員会研究報告「監査報告書に係る Q&A（公開草案）」を公表した。

監査報告書に係る Q&A（公開草案）に記載されている項目

≪ I はじめに ≫

≪ 1. 適用範囲 ≫

≪ 2. 背景 ≫

(1) 経緯

(2) 監査上の主要な検討事項の目的、期待される効果及び性質

(3) 中長期視点での対応の必要性

≪ II Q&A ≫

≪ 1. 監査報告書全般の Q&A ≫

Q1-1 従来の監査報告書と新しい監査報告書の変更点及び共通点

Q1-2 監査報告書における監査役等の財務報告に関する責任の記載

Q1-3 監基報 700 と ISA700 に基づく監査報告書の記載内容の差異

Q1-4 日本の監査の基準に基づいて英文で監査報告書を作成する場合の留意点

Q1-5 監査事務所の所在地の記載

Q1-6 除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点

Q1-7 継続企業の前提に関する注記又は開示の検討における変更点

≪ 2. 監査上の主要な検討事項関係の Q&A ≫

Q2-1 監査上の主要な検討事項の適用範囲

Q2-2 監査上の主要な検討事項の決定プロセス

Q2-3 監査上の主要な検討事項と特別な検討を必要とするリスク

Q2-4 監査上の主要な検討事項と内部統制の重要な不備

Q2-5 監査上の主要な検討事項と未修正の虚偽表示

Q2-6 監査上の主要な検討事項がない状況

Q2-7 監査上の主要な検討事項の個数及び記載量

Q2-8 個別財務諸表の監査上の主要な検討事項

Q2-9 監査上の主要な検討事項における固有の情報の記載

Q2-10 監査上の主要な検討事項の経年比較

Q2-11 監査上の主要な検討事項の記載順序

Q2-12 監査人が行った手続の結果や監査人の主要な見解の記載

Q2-13 監査人の主要な検討事項における専門家又は構成単位の監査人への言及

Q2-14 会社に対する財務諸表における注記の拡充の要請

Q2-15 会社の未公表情報の記述と監査人の守秘義務との関係

Q2-16 監査上の主要な検討事項を監査報告書において報告しない場合

Q2-17 訂正監査報告書における監査上の主要な検討事項の取扱い

Q2-18 監査スケジュールや監査役等とのコミュニケーションにおける留意点

Q2-19 株主総会における対応

Q2-20 監査上の主要な検討事項の監査人の法的責任に及ぼす影響

ここでは、JICPA が公表した上記「2. 監査上の主要な検討事項関係の Q&A」のうち、財務諸表作成者及び利用者等からの質問が多かった「会社の未公表情報の記述と監査人の守秘義務との関係」等太字関連について、「監査報告書に係る Q&A (公開草案)」の中からその概要をご紹介します。

Q2-9 監査上の主要な検討事項における固有の情報の記載

監査上の主要な検討事項における、企業の特定の状況に直接関連付けた記載とは、どのようなものか。

企業の特定の状況に直接関連付けた記載とは、監査上の主要な検討事項の対象となっている領域や金額を特定した上で、どの企業にも共通する一般的な要因だけでなく、対象となる企業の事業内容及び事業環境に紐づいた固有の要因を含めた記載が考えられる。

(解説)

財務諸表の利用者は、監査上の主要な検討事項を、財務諸表のみならず、財務諸表以外で企業が発信する情報と併せて読むことが想定されている。したがって、監査人は、個々の会社の状況を踏まえ、何に重点をおいて監査を実施したのか、どのような領域で監査人の重要な判断が行われたのかについて、利用者の理解が深まるように監査上の主要な検討事項を記述することが極めて重要である。監査及び監査人の判断に対する利用者の理解が深まるように監査上の主要な検討事項を記述するためには、企業の特定の状況に直接関連付けた、個々の企業の監査に特有の情報を含めることが必要となる（監基報 701 の A44 項、A47 項及び A48 項参照）。

	固有の情報を含まない 監査上の主要な検討事項の例	固有の情報を含む 監査上の主要な検討事項の例
内容及び理由	貸借対照表に計上されているのれんの残高××百万円は重要であり、のれんの減損テストに必要な将来キャッシュ・フローの見積りは経営者の判断により重要な影響を受けるため、監査上の主要な検討事項に該当するもの判断とした。	貸借対照表に計上されているのれん（残高××百万円）には、〇〇〇に関連するのれん（××百万円）が含まれており、総資産の××%を占めている。当該のれんの減損テストに必要な将来キャッシュ・フローの見積りには、収益予想に影響を及ぼす〇〇〇の市場成長率の見込、既存顧客に関する定着率の推移見込、・・・、及び割引率などの重要な仮定が用いられており、経営者の判断により重要な影響を受けるため、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

<p>監査上の対応</p>	<p>会社の将来キャッシュ・フローの見積り方法に関連する内部統制の整備・運用状況を評価した。また、経営者が見積りに使用した重要な仮定及びデータが適切かどうかを批判的に検討した。</p>	<p>将来キャッシュ・フローの見積りに経営者が用いた重要な仮定について、以下の検討を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ○○○の市場成長率については、外部の複数の機関が公表しているデータと比較した。 ● 既存顧客の定着率の推移見込については、過去の実績に基づく分析を行うとともに、今後の新規参入動向等を含む○○○の将来動向について、○○○が属するセクターの複数の専門家のレポートを参考に、監査人の予測との比較を行った。
----------------------	--	--

Q2-12 監査人が行った手続の結果や監査人の主要な見解の記載

監査上の主要な検討事項に対する監査上の対応として、監査人が行った手続の結果や監査人の主要な見解は、記載することが求められているのか。また、記載する場合の留意点は何か。

監査上の主要な検討事項に対する監査上の対応として、監査人が行った手続の結果や監査人の主要な見解を記載するかどうかは、監査人の判断による。また、監査上の主要な検討事項は、財務諸表に含まれる個別の事項に対する意見を表明するものではないため、監査人が行った手続の結果や監査人の主要な見解を記述するに当たっては、監査上の主要な検討事項として記載した項目に対して個別の監査意見を表明しないように、また、個別の意見を表明しているという印象を与えないように留意する（監基報 701 のA47 項参照）。

(解説)

監査上の主要な検討事項に対する監査上の対応（監基報 701 第 12 項（4）参照）の記載事項として以下のいずれか又は組合せで記載することとされている。（監基報 701 のA46 項参照）。

- 監査上の主要な検討事項に最も適合している、又は評価した重要な虚偽記載リスクに焦点を当てた監査人の対応又は監査アプローチの内容
- 実施した手続の簡潔な概要
- 監査人による手続の結果に関連する記述
- 当該事項に関する主要な見解

<p>監査人による手続の結果に関連する記述</p>	<p>実施した手続の結果を事実に基づき客観的に記述する。</p>
<p>監査人の主要な見解</p>	<p>監査上の主要な検討事項に関連する勘定残高等についての結論を述べるのではなく、監査上の対応として記載した監査アプローチ又は手続の対象となった要素（経営者の重要な仮定等）に対する監査人の評価を記述する。</p>

個別の意見を述べているような印象を与える例

- 実施した監査手続の結果、〇〇に関する会社の見積金額は、適用される財務報告の枠組みに準拠して適切に算定されていると結論付けた。
- 会社が行った〇〇に関する見積りは、合理的であった。
- 会社が行った〇〇に関する見積りについて、合理的でないと認められる点はなかった。

上記のような、監査上の主要な検討事項に関連する勘定残高等についての結論を積極的又は消極的な方法で表明すると、個別の意見を述べているような印象を与えるとされている。

Q2-14 会社に対する財務諸表における注記の拡充の要請

監査人が監査上の主要な検討事項を記載するために、会社に対して、財務諸表における注記の拡充を要請しなければならないのか。

企業に関する情報を開示する責任は経営者にあるため、監査人による監査上の主要な検討事項の記載は、経営者による開示を代替するものではない。経営者は、適用される財務報告の枠組みにより求められる財務諸表の表示及び注記事項、又は適正表示を達成するために必要な財務諸表の追加的な注記事項を開示する責任を有している。

したがって、監査人は、監査上の主要な検討事項を記述するに当たり、会社の未公表の情報を含める必要があると判断した場合には、財務諸表利用者が財務諸表を適切に理解するための情報が十分に提供されているかどうかという観点から、経営者に対して追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行うことが適切である。

経営者が財務諸表に追加情報の注記は必要ないと判断した場合、監査人は財務報告の枠組みに照らして、追加情報の注記がなくとも財務諸表が適正表示を達成しているかどうかを判断しなければならないが、適正表示を達成していると判断したときは、経営者に対して、監査上の主要な検討事項を監査報告書に記載することを理由として注記の拡充を強要することはできない。

Q2-15 会社の未公表情報の記述と監査人の守秘義務との関係

監査上の主要な検討事項を記載するに当たり、会社の未公表情報に言及した場合、監査人の守秘義務との関係はどのように考えるのか。企業の未公表情報の記述に当たり、監査人はどのような点に留意する必要があるか。

監査人が監査上の主要な検討事項に企業に関する未公表の情報を含める必要があると判断した場合には、会社の未公表の情報を監査報告書において不適切に言及しないように、経営者に追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行うことが適切である（監査基準の前文及び監基報 701 の A36 項）。このような協議を経た上で、経営者が情報を開示しない場合、監査人が監査基準に基づき正当な注意を払っている限り、職業的専門家としての判断において監査上の主要な検討事項として記載することについては、守秘義務が解除される正当な理由に該当

する（監基報 701 の A55 項及び倫理規則第 6 条第 8 項第三号ニ参照）。

（解説）

監査上の主要な検討事項は監査に関する情報であり、会社に関する情報開示の責任は会社の経営者にある。最終的には、監査上の主要な検討事項の記述に会社の未公表情報が含まれていたとしても、監査人の守秘義務には抵触しないということになるが、そのためには、会社と開示について十分議論を重ねることと、その記載が監査基準に準拠する上で必要な範囲であることの二つが満たされている必要がある。

（1）会社の経営者及び監査役等との協議

会社の経営者及び監査役等との協議においては、監査上の主要な検討事項は個々の監査に特徴的な固有の情報を記載することが求められていることを十分に説明することが重要である。その際、企業に関する情報の開示に責任を有する経営者には、監査人からの要請に積極的に対応することが期待され、また、取締役又は執行役の職務の執行を監査する責任を有する監査役等には、経営者に追加の開示を促す役割を果たすことが期待されていることについても十分説明し、理解を得ることが重要となる。

（2）監査基準に準拠する上で必要な範囲

金融庁に設置された会計監査に関する情報提供の充実に関する懇談会の報告書（2019年1月22日公表）において、公認会計士法上、守秘義務の対象になるのは業務上知り得た「秘密」であり、会社の未公表の情報の全てが監査人の守秘義務の対象になるわけではないこと、また、仮に「秘密」に該当する情報であっても監査人が監査報告書の利用者に必要な説明・情報提供を行うことは守秘義務が解除される正当な理由に該当するという考え方が確認されている（Ⅱ 2（3）の「守秘義務についての考え方」）。監査上の主要な検討事項に含まれる会社の未公表情報がどの範囲であれば、監査基準に準拠する上で必要と考えられるかについては、企業内容等の開示制度全体の目的に照らして判断することが適切と考えられる。つまり、企業内容等の開示制度において開示が想定されている事項は、会社が非開示であったとしても、監査の基準に準拠して監査上の主要な検討事項を記載する上で必要な範囲とみなされるものと考えられる。

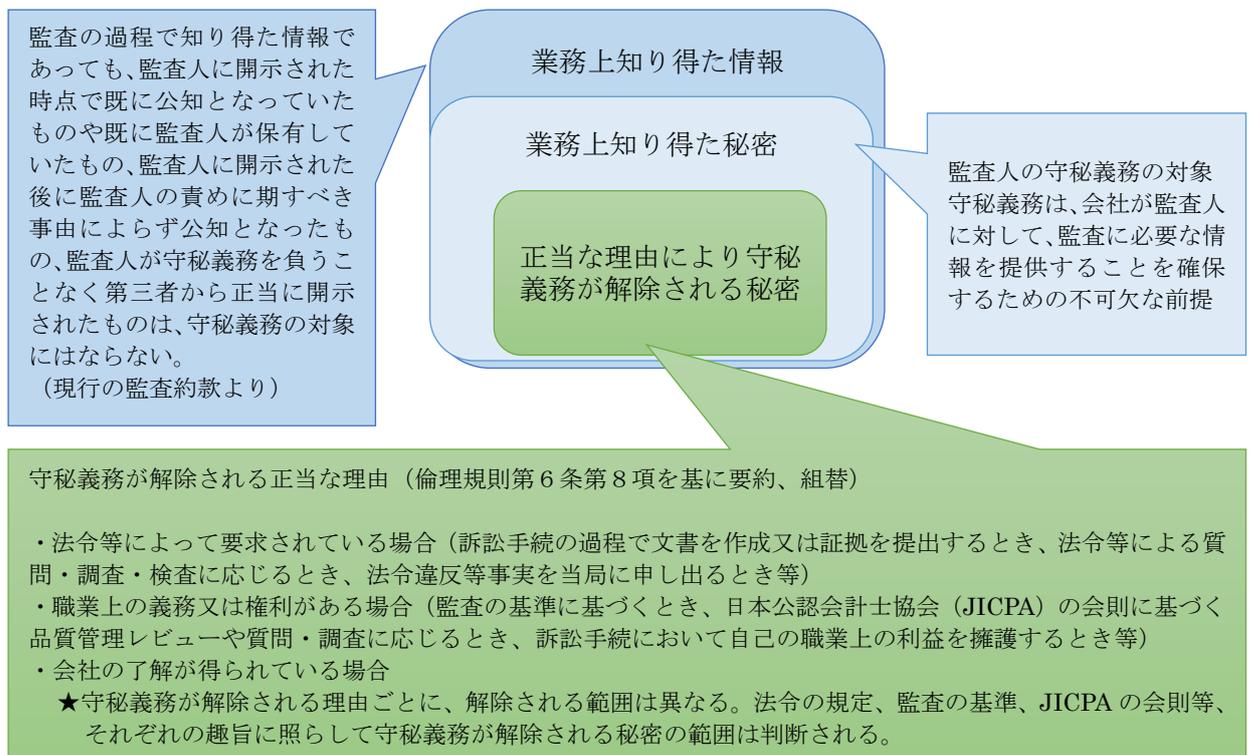
例えば、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき財務諸表が作成されている場合、日本の開示制度において認められている、広く受け入れられている他の一般目的の財務報告の枠組み（IFRS や米国会計基準）で注記が求められている内容は、監査人が監査上の主要な検討事項の記述内容を検討する際に参考になると考えられる。もちろん、監査上の主要な検討事項は、監査基準に照らして必要な範囲の記載が求められるものであるため、IFRS や米国会計基準の注記が監査上の主要な検討事項の記載範囲を限定するものではないことに留意が必要である。

一方、会社の未公表情報の中には、取扱いに注意を要するセンシティブな情報が含まれることがあり、そのような情報の中には、監査上の主要な検討事項において記載することが企業内容等の開示制度の目的から、監査基準に準拠する上で必要な範囲には入らないものもある。監査基準に準拠する上で必要な範囲には入らないと一般的に考えられる情報としては、例えば以下が考えられる。

- 会社が取引先と守秘義務を負っているような情報（製造工程や製品に関する情報、特

- 許申請に関連する情報、新製品の開発に関する情報、取引価格に関する情報等)
- 訴訟に関して自己（会社）に不利益な影響を及ぼすほどに詳細な内容
- 会社の取引先などの第三者の権利を不当に侵害する内容

監査人の守秘義務の対象と正当な理由による解除



Q2-16 監査上の主要な検討事項を監査報告書において報告しない場合

監査人が監査上の主要な検討事項として決定した事項を監査報告書において報告しない場合とは、どのような場合が想定されているのか。

監査人は、以下のいずれかに該当する場合を除き、監査報告書に監査上の主要な検討事項を記載しなければならないとされている（監基報701第13項）。

- (1) 法令等により、当該事項の公表が禁止されている場合
- (2) 極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が当該事項について報告すべきでないと判断した場合

したがって、上記(1)又は(2)に該当する場合は、監査人は監査上の主要な検討事項として決定した事項を監査報告書に記載しないこととなるが、そのような場合は極めて限定的であると考えられており、実務的には、監査上の主要な検討事項の記載をしないという決定には至らず、監査上の主要な検討事項の記述の仕方を工夫することで問題の解決が図られるものと考えられる。

(解説)

監査上の主要な検討事項は、監査の最終受益者である利用者に対する監査報告書の情報価値を高めることを目的としており、その記載は公共の利益に資するものとして導入された。一方、監査対象となる財務諸表には様々な状況にある会社の事業活動の全てが反映されるため、監査上の主要な検討事項を通じた監査情報の提供が他の公共の利益を損ねる可能性を完全には排除することは困難である。そこで、開示することによる不利益（つまり、開示しないことにより保護すべき利益）との比較考量を求める規定として置かれたのがこの規定である。監査上の主要な検討事項の導入趣旨を没却しないように、この規定の適用は不開示により保護するに値する内容に限られ、極めて限定的に捉える必要がある。

(1) 法令等により、当該事項の公表が禁止されている場合

- 欧州連合（EU）指令 2018/843 マネー・ローンダリング又はテロリストへの資金供与に金融システムを利用することを防止する指令（2018/5/30）

我が国においては、法令によるものではないが、以下のような場合、法令による場合と同様に慎重に扱うことが適切と考えられる。

- 公的機関による調査・捜査の一環として監査人が協力を求められる場合、一般に当該機関から情報の秘匿が求められることがある。
- 金融機関の監督当局による検査情報は、特定の金融機関の信用不安を招くおそれがあることから、監督当局から金融機関に対して第三者に開示してはならないこととされている（金融庁「金融検査に関する基本指針」II-4）。

(2) 監査報告書において監査上の主要な検討事項を報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれる場合

監査上の主要な検討事項に該当するにもかかわらず、情報開示の不利益を理由として監査上の主要な検討事項として記載しないという決定を安易にすることは、今回の監査報告書の改革の制度趣旨を脅かすことにつながりかねない。したがって、監査上の主要な検討事項の記載による不利益については、監査人は、会社側が情報開示すべきでないとする理由を理解した上で、以下の点に留意して様々な角度から慎重に検討を加え、監査役等とも十分な協議を重ねることが重要である（監基報 701 の A54 項）。

- 企業が当該事項を公表していない理由が、公共の利益の観点から法令等で特定の状況の開示を一定期間留保することが認められている、又は当該事項を開示しないことが許容されている状況に該当していることがある。例えば、以下の場合が考えられる。
 - 一 金商法第 25 条第 4 項の規定は、事業上の秘密の保持の必要により書類の一部について公衆の縦覧に供しないことについて内閣総理大臣が承認した場合、その一部は公衆の縦覧に供しないものとする旨定めている。
- 経営者が、非開示の理由として、不利益の検討に関連する可能性のある法令等（例えば、企業の営業上の交渉、又は競争上の地位に対する損害等に関連する法令等）を示すことがある。しかしながら、監査人は、経営者の見解のみに基づいて、当該不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるかどうかについて判断することはできない。
- 当該事項に関して、該当する規制・監督当局等と企業のコミュニケーションが行われているかどうか、また、それが当該事項の公表が適切でないとする経営者の見解を裏付け

ているかどうかについて検討する。

監査報告書に監査上の主要な検討事項として記載しないという決定をした場合は、その判断の根拠を監査調書に記載することが求められる。監査人は、これらを検討した結果、当該事項の記載が適切ではない場合には、監査上の主要な検討事項として監査報告書に記載を行わず、未公表の理由について経営者確認書を求めることがある（監基報 701 第 17 項 (3) 及び A54 項参照）。

これらに該当することは極めて限定され、実務的には、監査上の主要な検討事項の記載をしないという決定には至らず、監査上の主要な検討事項の記述の仕方を工夫することで問題の解決が図られるものと考えられる。

Q2-18 監査スケジュールや監査役等とのコミュニケーションにおける留意点

監査上の主要な検討事項の有意義な導入を図るためには、監査スケジュールや監査役等とのコミュニケーションにどのような留意が必要か。

監査上の主要な検討事項に関して、監査報告書を作成する監査最終段階ではなく、監査計画段階で監査上の主要な検討事項の候補を経営者及び監査役等に提示し、草案の作成に着手できるように監査スケジュールや監査役等とのコミュニケーション等に配慮することが適切である。

そのためには、監査の早い段階で、監査上の主要な検討事項の候補の提示及び協議、草案の検討等を行うおおよその時期について経営者及び監査役等と協議しておくことが重要となる。

（解説）

（1） 監査の全過程を通じたコミュニケーション

監査上の主要な検討事項に関するコミュニケーションの適切な時期は、状況により様々であるが、できる限り、監査の早い段階から経営者及び監査役等に監査人の見解を伝達することが望ましいと考えられる。特に、監査上の主要な検討事項の導入初期においては、監査上の主要な検討事項の決定理由や監査人の対応の記載内容に関する検討や監査役等及び経営者等との協議に相応の時間を要すると見込まれること、その過程で経営者に開示を促すことがあること、また、財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクに関する認識が深まる効果が期待されること等を勘案すると、監査上の主要な検討事項についてのコミュニケーションは監査計画の段階から始めることが適切である。

（2） 監査役等とのコミュニケーション

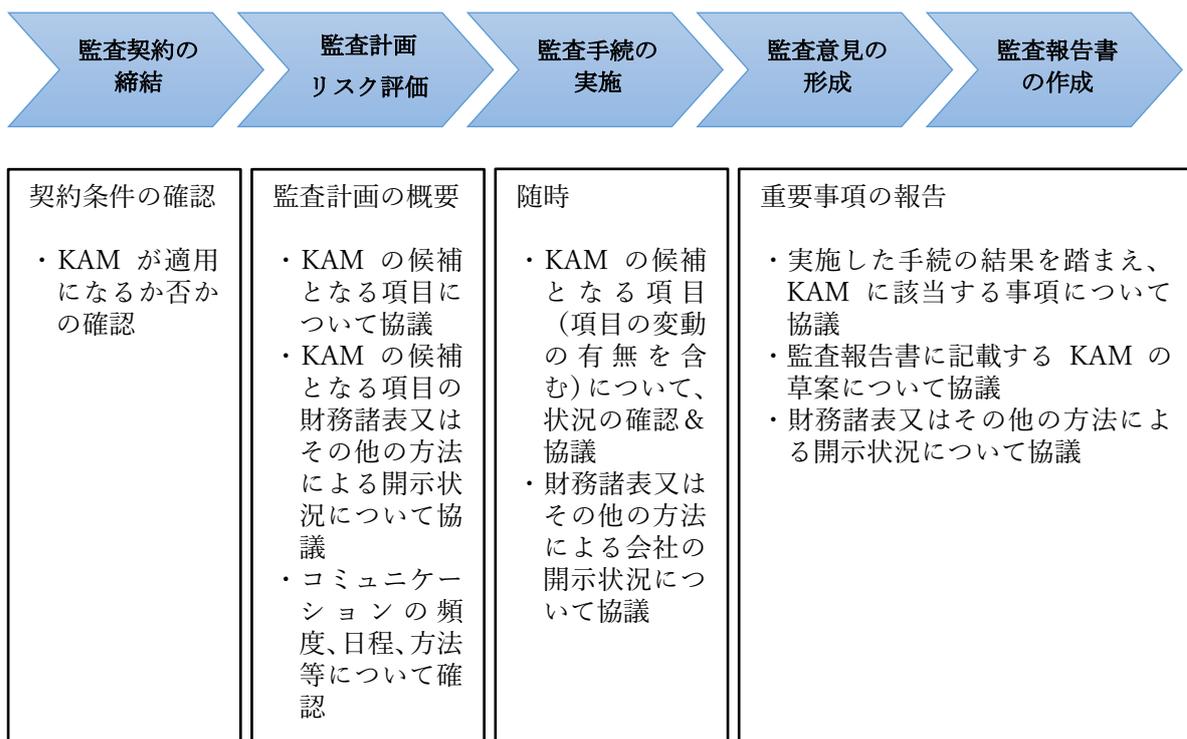
監査上の主要な検討事項に関して、監査役等とは以下のコミュニケーションを行うことが想定されている。

- 計画した監査の範囲と実施時期について監査役等とのコミュニケーションを行う際に、通常、監査上の主要な検討事項となる可能性がある事項についてもコミュニケーションを行う（監基報 260 の A13 項及び監基報 701 の A60 項）。
- 監査の過程で新たに追加したものを含め、監査上の発見事項を報告する際に更にコミュニケーションを行う（監基報 701 の A60 項）。
- 監査役等との協議を促進するために、監査上の主要な検討事項の記載された監査報告

書の草案を監査役等に提示することは有用である。このような協議により、監査役等は監査人の判断の根拠を理解し、監査役等が財務報告プロセスに対する監視の重要な役割を果たすことにつながり、また、監査上の主要な検討事項に関連する追加的な情報を開示することが有用かどうかの検討に役立つ（監基報 701 のA61 項）。

このように監査人が、監査計画の段階で監査上の主要な検討事項となる可能性がある事項についてコミュニケーションを行い、その後も事業年度を通じて、新たな事項の追加や記載すべき内容の具体化について円滑に協議を進めるためには、年度当初に監査役等とのコミュニケーションの範囲、時期等について協議する過程で（監基報 260 第 16 項及びA 27 項参照）、監査上の主要な検討事項についてもいつまでに候補を提示し、いつから草案の検討を行うか、おおよその時期についても協議し、決定しておくことが必要となると考えられる。

監査役等とのコミュニケーション



また、JICPA は、2019 年 7 月 22 日、上記「監査報告書に係る Q&A（公開草案）」について、財務諸表作成者等から寄せられた意見を参考に一部修正し、監査基準委員会研究報告第 6 号「監査報告書に係る Q&A」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表した。ここで特筆すべきは、会社の未公表情報でセンシティブな情報がある場合は、それを KAM に含めなければ KAM を記述できないようなケースは極めて稀であると考えられることから、「そのような情報の記載が必要かどうかは、より慎重な検討が必要である旨、利害関係者に誤った印象を与えないように記述の仕方や詳細さの程度を工夫することで対応を図ることが適切である旨」が加筆されたことである。

7. KAM 導入に向けての準備について

KAM 導入により監査報告書は、定型的な記述部分に加えて個々の会社の監査に固有の情報を記載することとなる。場合によっては、監査計画の修正となり、監査人にとっても会社にとっても負担が増加することになるので、経営者や監査役等は、是非、早めに下記事項等について監査人と協議しておくことが望まれる。

- ① KAM の趣旨の十分な理解
 - ・企業内容等の開示に関する内閣府令等の様々な改正の理解
 - ・記述情報の開示等で経営者目線にてビジネスモデルを開示（メールマガジン NO.22 P6 参照）
- ② KAM の候補となる可能性のある事項についての協議の開始（監査計画段階から）
（監査人、経営者（CEO）、CFO、経理、IR 担当、内部監査等）
- ③ KAM の候補となる可能性のある事項に関連する開示状況の確認、追加開示の検討
 - ・利用者には有用な情報の提供
- ④ センシティブ情報の開示の調整
- ⑤ 会社（グループ）の決算体制の見直しの必要性
 - ・情報開示の充実
 - ・リスク情報の収集（リスク認識）
 - ・リスクへの対応策（内部統制を含み）の見直し
 - ・決算スケジュール（計算書類の作成スケジュール、有価証券報告書作成スケジュール）
 - ・決算プロセスの陣容
 - ・重要な構成単位の監査人とのコーディネーション
- ⑥ リスク認識の共有化によりリスクマネジメント強化
- ⑦ 監査スケジュールの見直しの検討
 - ・監査計画の段階から、想定される監査上の主要な検討事項を念頭に置いたコミュニケーションを実施
 - ・監査報告書の作成に要する時間
- ⑧ 株主総会での質問対応
- ⑨ 有価証券報告書の提出時期（総会前、総会后）
- ⑩ 有価証券報告書の英文対応
- ⑪ 会社法監査への KAM の任意適用
- ⑫ 監査役監査報告書への対応
- ⑬ 継続的な KAM の品質管理

監査報告書の作成については、会社固有の情報が入るため物理的に時間がかかるので、是非、当期にトライアルを実施し実務上の課題の洗い出しをしておくことは、経営陣も含めた会社全体としての KAM に対するイメージがつかみやすく、議論への積極的な関与を促す契機となり、翌期からの強制適用をスムーズに進めることにつながるものと考え。勿論、財務諸表の注記等と

KAM とが矛盾していないかを事前に見ておく必要がある。

8. おわりに

近年、監査報告書の変革と並行して、監査品質に影響を及ぼす様々な背景的要因についても、それぞれ重要な変更が加えられようとしている。スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの制定及び改訂、会社法の改正、取引所の市場構造の見直し、企業内容等の開示制度における記述情報の拡充など、資本市場は大きな変革期を迎えている。これらは、資本市場全体の透明性を高め、対話による好循環の輪を作る取組みとして行われてきており、そのような企業の開示制度及び資本市場における様々な取組みに整合する形で監査報告書の透明化を図るために KAM の導入につながっている。

KAM の導入は、日本にとって非常に重い仕事である。対話を通じて好循環を生む取組みが機能するかどうかは、KAM の目的である透明性が高まるかどうかにかかってくる。そのためには、監査人の企業への理解やリスク認識は勿論のこと、企業側としても積極的に監査人と協議し情報提供することが、監査人の効果的かつ効率的な監査につながり、結果として監査を受ける会社にとってもメリットとなる。関係者が、高い意識をもって、実施された監査の内容に関する情報が財務諸表利用者に適切に伝わるよう、緊密なコミュニケーションを重ねていくことが何よりも重要であると考えらる。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的見解であることを申し添えます。

以上